手続きが必要です! 児童手当拡充

令和6年10月分(12月支給分)より、児童手当制度の内容が変わります。

- ●所得制限の撤廃
- 高校生年代まで支給期間対象の延長
- 多子加算(第3子以降の児童)に係る支給額を月額30,000円とする拡充

また、児童手当の支払月を年3回から、隔月(偶数月)の年6回とし、拡充後の初回の支給が 令和6年12月となります。

現在、中学生以下の児童を扶養し、児童手当を受給している方は、同居の高校生年代の児童の申請は必要ありません。

申請が必要な方-

- ●中学生年代以下の児童の扶養をしておらず、高校生年代の児童のみを扶養している場合
- ②受給資格者が所得上限限度額超過により特例給付の支給対象外である場合
- ⑤新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末以降22歳年度末までの子と高校生年代までの 児童の合計人数が3人以上の方
- ※児童に対し監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしていること
- ※児童に対し生活費の相当部分を負担していること
- ※保護者の健康保険に加入していること

申請期間 8月20日(火)~9月30日(月)

時 間 8:30~17:00 (12:00~13:00 土日・祝日を除く)

申請場所 福祉課 こども家庭係

必要書類 ・健康保険証(父・母・児童) ・学生証(児童) ・マイナンバー(父・母・児童)

詳細は村ホームページをご覧ください。

お問い合わせ:福祉課 こども家庭係 ☎966-1207

令和6年度 就学援助の申請について

恩納村では、経済的な理由によりお子さんの就学についてお困りの保護者に対し、学校生活で必要な費用の一部を援助する事業を行っています。

申請を希望する方は、学校または教育委員会で申請書を受け取り、必要書類を提出してください。

申請期間 随時受付 ※9月申請分までは4月1日認定

それ以降は翌月認定となります。(例:10月1日申請▶11月1日認定)

対 象 者 令和6年4月に小学1年生~中学3年生になる児童生徒の保護者

※令和5年度に認定された世帯でも、新たに申請する必要があります。

詳しくは、学校教育課までお問い合わせください。

お問い合わせ:学校教育課 ☎966-1209